

	No. 199 2025年 3月 1日
	憲法9条—世界へ未来へ九州連絡会 (略称「九州9条連」) 〒800-0057 北九州市門司区大里新町11-1 JR 貨物労組九州地本門司機関区分会事務所 Tel 093-372-3781 (FAX 共用)
共同代表／ 友田良子・内田博文	

2024年度第1回拡大事務局会議(2024.12.12)での問題提起 (2)

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」と 「戦争する国」総動員体制への歩み

九州9条連代表 内田博文

国会や裁判所のチェックが及ばない

この法律では、特許出願の非公開ということも定められています。重要経済安保情報に指定されれば、特許出願しても一切公開しませんとなっています。

重要経済安保情報の指定の有効期間は5年です。ただし、延長可能で、延長しても原則30年を超えることはできませんとなっていますが、場合によっては無期限にできますよとなっています。

行政機関の長は、他の行政機関が利用する必要があると認めるときは、重要経済安保情報を提供することができます。それから国会や裁判所等に重要経済安保情報を提供することもできますが、行政機関の長が安全保障上に著しい支障のおそれがある場合には、裁判所や国会にも言わなくていいですよとなっています。これによると、三権分立制が形骸化されることになる。国会や裁判所によるチェックが及ばないということになります。

民間事業者に対しても提供できるとなっ

ていますが、先ほど申しあげましたように、重要経済安保情報を取り扱える者は、適性評価を受けた者だけ。この適性評価をうけて合格となった者だけが、取扱業務を行うことができます。すなわち、行政機関の長は、本人の同意を得た上で、内閣総理大臣による調査の結果に基づき漏えいのおそれがないことについての評価を実施するとなっています。適性評価の有効期間は10年です。10年を過ぎるとまた適正評価を受けなければなりません。家族も適性評価に係る調査の対象となります。

家族を含めた適正調査、守秘義務

調査の内容は、①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項、です。

戦争反対とか、あるいは敵国と仲良くしているとか、そういう類のおそれのある人については、そういうおそれがないかどうか、その発言とか言動とか活動とかが全部チェックされることとなります。公務員の場合は懲戒処分とか、そういう類の処分を受けていないかどうか。民間企業の場合だったら、会社の命令に違反し処分を受けていないかどうか。そういうことも調べられます。それから、情報の取り扱いその他、いろんな取り扱いについて、これまできちんとできていたか、上手く行かなかった事があったかどうかについても調べられます。そして薬物の濫用、精神疾患、飲酒。それから信用状態ですね。経済状態やローンなど、いくら借金をしているのか、こういうことを全て家族も含めて調べますよとなっています。

この適性評価を受けるものは、重要経済安保情報を取り扱う適合事業者（政令で定める保全基準に適合する事業者）と従業員です。そうすると、JR も当然対象となると思われます。

この法律の実施によって、重要インフラ事業者とかサプライチェーンに関連する事業者とか、革新的な技術に関する事業者、あるいはサイバーセキュリティに関連する事業者とか、いろんなところが影響を受けることとなります。きちんとシステムをつくりなさい。セキュリティ・クリアランス制度をつくりなさい。そして取扱い者を指定しなさい。適正評価をやりなさい、等々。「しません」と言ったら、「お宅には適合事業者の指定はしません」となり、その会社とか、その事業者の仕事に物凄い影響がで

てくる。また、適性評価を受けたことを一切外にもらしてはいけない、内緒にしていなければいけない。「誰が取扱者になっているかを言ってはダメですよ」となってくる。会社や従業員の方は、今まで以上に守秘義務が課されることになると思います。

平和主義・基本的人権の尊重・国民主権に反する法律

当然、この法律に対しては反対の声が上がっています。日弁連の会長も、今年の5月に「反対声明」を出しています。しかし、そこでは、戦争とか憲法9条との関係については全然触れられていません。知る権利に悪影響がでるとか、プライバシー保障の観点から疑問があるとか、運用に注意してくださいといった類の反対声明にしかありません。日本国憲法から見た問題点――平和主義・基本的人権の尊重・国民主権に反する法律というかたちで、押さえておく必要があるのではないかと思います。

先ほども言いましたが、この法律では、特定秘密保護法以上に保護される秘密の範囲が拡大している。経済関係の重要安保情報にまで拡大している。この重要経済安保情報保護活用法によると、特定秘密保護法にいう「特定秘密」の範囲も実質的に拡大されることになる。法改正しなくても拡大されることとなります。

アメリカでは、この類の法律で400万人以上の者が取扱者に指定されて、いろいろ監視されていると言われています。日本でもこの位の規模の者が取扱者になるわけです。その家族の方も監視の対象になるということです。(以下次号)

川内原発運転差止め訴訟判決 傍聴報告

具体的危険を否定 住民の訴え門前払い

川内原発訴訟原告団・九州9条連会員（鹿児島市在住） 平野 幸敏

2011年3月11日発生の福島原発事故、この為に川内原発運転差止め求めて鹿児島地裁に提訴した。それ以降13年の年月と41回の公判を経て、2月21日15時鹿児島地裁判決が裁判長から読み上げられた。

この判決は原告団の淡い希望を見事に切り捨てる内容でした。そのため傍聴席から「恥知らず」のヤジが裁判長に飛んだほどであった。

鹿児島地裁判決の骨子

- (1)九州電力に対し原発運転差止めを求める訴えを棄却する。国に対する訴えは却下。
- (2)原子力規制委員会の新規規制基準の基準地震動に不合理な点はなく九電の安全性評価は基準に沿っている。
- (3)周辺火山が破局的噴火を起こす可能性は十分に小さい
- (4)テロや武力攻撃を含め安全性を欠いているとはいえず、放射性物質が異常な水準で放出される事故の具体的危険性は認められない。

国、九電の主張丸のみ不当判決を許さず、福岡高裁宮崎支部への提訴の闘いの強化をはかろう

判決は短時間で終わったので、弁護士会館において弁護団主催の報告会が開催された。今回の判決への注目は高く多くのマスコミ各社も参加していた。ただ少しさみしいのは、原告団に参加し共に闘ってきた仲間が志し途中で亡くなりこの会場にいないことである。また、時間の経過とともに福島原発事故の生々しさが薄れていくのが心配になる。

報告集会は、弁護士、参加者から多くの怒りの声、問題点の指摘が多数寄せられた。

主なものを以下列記する。

- ①安全性について相対的安全性を主張しているが、このことは絶対的安全性の否定である。

②規制委員会の基準クリアを安全であるに変更している。。社会通念上安全であると主張。

③避難計画について、非難するような事故が認められないと主張。福島原発事故の教訓を否定している。

④結論ありきの判決である。この判決は原発回帰への後追いをするものである。

⑤福島事故から目をそらして判断している。事故から目をそらさないで判断してほしい。

⑥福島事故からの教訓が生かされていない。特に水素爆発については何ら対策を取っていない。さらに能登地震における教訓を生かした対策が全くない。

⑦玄海原発弁護士から、a.原発を最大限活用する方針である。この方針に応える判決である。b.玄海原発訴訟も2026年には証人尋問に入っていくのでしっかり闘っていきたい。

最後にこの不当判決にめげずに、福岡高裁宮崎支部に控訴して全国の仲間と連帯して闘い抜く決意と取り組みへ協力を確認して集会は終わった。

公平・中立な立場を放棄して国・電力会社の主張を代弁する判決文

福島原発事故は日本中を震撼させた。多くの人々が故郷を追われて避難した。さら



に13年経った今日でも帰れない人が多くいる現実にもかかわらず国・電力会社は原発回帰政策を強引に進めている。

私たち原告団は福島事故を二度と「起さない、起させない」を合言葉にして脱原発

運動を進めてきました。

しかしながら今次判決は、福島事故の教訓を省みることなく、目をそらして「規制委員会基準をクリア」しているので、安全であると主張している。じゃなぜ「前規制基準をクリア」した原発が事故を起こしたのかについては一言も触れていない。

司法は国民の生命と財産を守るために、公平・中立の立場から判断すべきであるにもかかわらず、国・電力会社の主張を丸のみでは司法の信頼を放棄したと言わざるえない。

諦めず・屈せず、脱原発の輪を拡げ拡大しよう!!

原発は便所ない家と言われる。このため

に核廃棄物はたまり続けているのである。いまだに最終処分場の場所すら決定できない。その処分場も何十万年も維持管理の必要があると言われている。それだけのお金と人力が必要かは想像を絶すると思う。これを後世の人々に負担を押し付けることになるのである。

私達は、現在・未来に責任をもった人間社会の営みをつくる責務がある。にもかかわらず今が良ければでは無責任と断じざるえない。

鹿児島地裁の不当判決に屈することなく「抵抗とヒューマニズム」を基本にして、脱原発の輪を広げる取り組みを行っていく決意です。

知り つながり 止める

戦争を止めよう！ 沖縄・西日本ネットワーク 結成

2月22日、沖縄・九州を中心に広がる自衛隊や米軍による軍備強化を止めようと、沖縄や各地の地域団体が連帯した全国組織「戦争を止めよう！ 沖縄・西日本ネットワーク」が結成された。九州9条連は友田代表と1名が参加した。

ネットワークは「知り、つながり、止める」を合言葉に、12団体が呼び掛けた。集会には500人(オンライン200名)が集まった。

第1部は、「大分敷戸ミサイル弾薬庫問題を考える市民の会」の池田年宏が沖縄・西日本で進む軍事強化の報告を行った。その後、①馬毛島の巨大な基地建設(馬毛島への米軍施設反対する市民団体)②奄美の自衛隊基地と米軍(戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット)③さつま町の弾薬庫(さ

【編集後記】

※同封の「経済安保の機密情報、身辺調査(2025.2.1)・緑の馬毛島 褐色の要塞化(2025.2.23)・「戦争止めよう 沖縄・西日本ネットワーク」(2025.2.23)を読んで連帯活動をお

つま町の弾薬庫問題を考える会)から現地の生々しい報告があった。



第2部は、基調報告とネットワーク結成提案、会場からの質問・意見を受け、「…平和を創り出すために、本日、私たちは新たな闘いに踏み出します。お互いの情報を共有し、知恵を出し合い、つながり、連帯し、市民の共同の力で、『国家による戦争』を止めます…」との結成宣言を採択した。